

(別紙)

電気事業についての特別措置の概要

災害救助法が適用された茨城県古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町とその隣接する地域において被災した需要家からいずれかの項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

①支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成26年8月（支払期日[※]が9月9日以降となるもの）、9月及び10月分の電気料金の支払期限を各々1ヶ月間延長する。

※ 支払期日：検針日の翌日から30日目をいう。

②不使用月の料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成28年3月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成28年3月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力を超えないこと。

④臨時工事費の免除（平成28年3月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力[※]の申込みを行う場合で、その申込みが平成28年3月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

※臨時電灯・臨時電力：契約期間が1年未満の需要に適用する契約をいう。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成28年3月末日まで）

従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧電力、低圧高負荷契約、時間帯別電灯[夜間8時間型]、時間帯別電灯[夜間10時間型]、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、時間帯別電灯[夜得プラン]、時間帯別電灯[朝得プラン]、時間帯別電灯[半日お得プラン]、曜日別電灯2型、臨時電力、農事用電力、農業用低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力及び融雪用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成28年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成28年3月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置及び電流制御器の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成28年3月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。